

加された。

- (3) 令和元年6月24日、審査請求人は、同月4日に受領した同月3日付け令和元年度市民税・県民税納税通知書により、令和元年度市民税・県民税〇〇〇円を納付した。
- (4) 処分庁は、令和元年5月31日に審査請求人がした申告により、同年6月20日に審査請求人の令和元年度市民税・県民税の年税額を〇〇〇円増額し、〇〇〇円から〇〇〇円に変更する決定を行い、同年7月1日、審査請求人に対し、令和元年度市民税・県民税納税通知書を発し、審査請求人は、同通知書を同月2日に受領した。同通知書により審査請求人の令和元年度市民税・県民税の年税額及び各納期における納付額は、次表のとおりとなった。

期別		(年税額)	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限			令和元年 7月1日	令和元年 9月2日	令和元年 10月31日	令和2年 1月31日
税額	変更前	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
	変更後	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円

なお、審査請求人に対して発せられた令和元年7月1日付け令和元年度市民税・県民税納税通知書の「すでに納めた税額」の欄には、審査請求人が同年6月24日に納付した税額の状況が反映されていなかった。また、同通知書の「納付税額」の欄には、第2期から第4期までのそれぞれの税額（各〇〇〇円）及びこれらの合計額（〇〇〇円）が表示され、すでに納期限が到来した第1期の納付税額〇〇〇円は反映されていなかった。

- (5) 令和元年9月中旬に、企画財政部税務課市民税係職員により、審査請求人が同年6月24日に令和元年度市民税・県民税〇〇〇円を納付し、同月27日に収入処理がなされていることが確認された。当該確認により、審査請求人が令和元年度市民税・県民税の第2期の納期限までに納付すべき税額に〇〇〇円の不足額があることが確認されたが、当該不足額に係る督促状は発せず、同年10月1日付け税務課長名事務連絡により、審査請求人に対し、同年7月1日付け令和元年度市民税・県民税納税通知書によって第2期から第4期までの納期分のそれぞれ増額となった分の税額の納付を求める納付書を送付し、審査請求人は、同事務連絡及び当該納付書を同年10月2日に受領した。
- (6) 令和元年11月20日、処分庁は、審査請求人から同年7月1日付け令和元年度市民税・県民税納税通知書によって増額となった分の第3期の税額〇〇〇円の納付が無く、審査請求人が令和元年度市民税・県民税の第3期の納期限までに納付すべき税額〇〇〇円に対して〇〇〇円の不足額があることを確認し、審査請求人に対し、同年11月20日付けで督促状を発し、審査請求人は、当該督促状を同月22日に受領した。
- (7) 令和元年11月22日、審査請求人は、処分庁が審査請求人に対して同月20日付けで行った令和元年度市民税・県民税の第3期の納期分に係る督促処分に対する審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 令和元年6月3日付け令和元年度市民税・県民税納税通知書により納付すべきとされた〇〇〇円全額を納付したにもかかわらず、同年7月1日付け令和元年度市民税・県民税納税通知書においては、納付税額が〇〇〇円となっており、納付ができなかったため納付を保留した。
- (2) 令和元年10月1日付け税務課長名事務連絡は、課長名であり公印も無く、当該文書が有効なものであるか否かが分からない上、令和元年度市民税・県民税の増額納付を求めるものであったことから、これを無視した。
- (3) 令和元年11月20日付けの令和元年度市民税・県民税の第3期の納期分に係る督促状を送付する根拠が不透明である。
- (4) 令和元年7月1日付け令和元年度市民税・県民税納税通知書をなぜ送付したのかの説明もなしに、同年7月から9月までの間は何の処理もせず、また、同通知書による未納分に対する督促、修正、訂正もなく、同年10月1日付け税務課長名事務連絡で事を済まそうという対応に不服である。
- (5) よって、令和元年11月20日付けの令和元年度市民税・県民税の第3期の納期分に係る督促処分は不当であり、督促処分の取消しを求めるとともに、具体的な記載に残る説明を求める。

2 処分庁の主張

処分庁は令和元年7月1日に同日付けの変更納税通知書を審査請求人へ発送したが、審査請求人は変更後の第2期分(納期限:令和元年9月2日)の納付をしなかった。処分庁としては、当該通知書によって審査請求人が納付税額を理解するのは難しいと判断したため、処分庁は令和元年9月20日付けで発すべきだった督促状については送付しなかった。

しかし、処分庁は令和元年10月1日付け税務課長名事務連絡で変更となった増額分の納付書を発送しており、その納付についても確認ができなかったことから、令和元年11月20日付けにおいて、第3期分(納期限:令和元年10月31日)の督促状を發したものである。

課税が成立し納期限までに完納しなかったものについては、地方税法第329条第1項の規定により督促状を送付することとなっており、令和元年11月20日付け督促状は適法なものとして判断する。

理 由

1 審査請求①について

本件督促処分は地方税法第329条第1項に定める督促処分の要件である①納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合であること、②徴税吏員により行われたものであること、③督促状は納期限後20日以内に發せられたものであることの3つの要件を全て満たしており、本件督促処分に違法又は不当な点があるものとは認められない。

2 審査請求②について

行政不服審査法上、審査請求の対象は、行政庁の処分すなわち「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為」（同法第1条第2項）とされている。行政庁の処分の意義について、大田区ゴミ焼却場事件(最高裁判所第一小法廷昭和39年10月29日判決)では、「行政庁の処分とは、所論のごとく行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」という基準を示している。

本件審査請求において審査請求人が求める「具体的な記載に残る説明」は、そもそも行政において対応すべき法令上の根拠を欠くうえ、「説明」によって審査請求人の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものではないことから、判例の定義する行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為には該当しない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、審査請求①については理由がなく、審査請求②については不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項及び第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年7月21日

審査庁 十和田市長 小山田 久

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として（訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として（訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。